

令和3年夏号

遺留分～遺言書作成の際には
配慮して

自分の財産をどう処分しようと自由では
ありますが・・・

人は自分の財産を生前に自由に処分することが
できます。

亡くなった後についても然り。

遺言により、自分の財産を誰に、どのくらい渡
すかは本人が自由に決められます。

しかし兄弟以外の法定相続人には、遺留分とい
う法律で保証された最低限相続できる権利が
ある、ということをお忘れなく。

目次

1. 「遺留分制度」とは？
2. 遺留分を侵害していないかチェック
3. 遺留分を侵害することが予想される
場合には？

「遺留分制度」とは？

◆遺留分制度とは

相続財産について、相続人に一定割合の財産を補償する制度です。

【制度の目的】

- ・ 一部の相続人が優遇されることによる親族間の争い回避
- ・ 被相続人の財産を築くことに貢献した相続人の生活保障

◆遺留分権利者

法定相続人である配偶者、子、直系尊属については、遺言の内容にかかわらず、最低限相続できる権利（遺留分）が法律で保証されています。

兄弟姉妹には、遺留分はありません！

◆各相続人の遺留分割合・・・原則、法定相続分の 1/2

ただし、相続人が直系尊属のみの場合は、1/3 を人数割

例示

相続人	遺留分の割合		
配偶者、子 2 人	配偶者 $1/2 \times 1/2 = 1/4$	子 $1/2 \times 1/4 = 1/8$	子 $1/2 \times 1/4 = 1/8$
母、父（配偶者、子無）	父 $1/3 \times 1/2 = 1/6$	母 $1/3 \times 1/2 = 1/6$	

◆遺留分を侵害することにより起こりうるリスク

遺言書がある場合には、原則その遺言書通りに相続が行われます。

しかし、遺留分に満たない割合しか遺産を相続できなかった相続人が、侵害した相続人に対し、遺留分侵害された金額相当の金銭を請求する可能性があります。

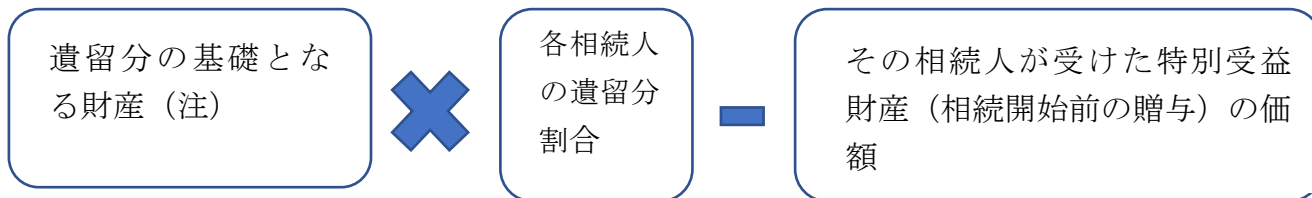
このような親族間の争いを防ぐためにも、遺言書作成の際は、相続人の遺留分を意識しましょう！

相続人の遺留分を侵害していないか、チェック

では、遺言書に記載した財産の分け方が、相続人の遺留分を侵害する結果にならないかチェックしてみましょう。

遺留分侵害額（保証されるべき遺留分 — 相続した財産額）の計算方法

(A) 保証されるべき遺留分の財産の額



(注) 遺留分の基礎となる財産

$$\text{遺留分算定の基礎となる財産} = \text{相続開始時の財産} - \text{相続開始時の債務} + \text{被相続人が贈与した財産}$$

「財産に加算する生前の贈与」

- ・ 贈与を受けたのが相続人の場合
→ 原則、相続開始前 10 年以内に受けた贈与
- ・ 相続人以外の場合
→ 原則、相続開始前 1 年以内に受けた贈与

生前の贈与も考慮します！

(B) その相続人が実際に相続した金額

$$\text{(C) 遺留分侵害額} = \text{(A)} - \text{(B)} \quad \leftarrow \text{金額が発生したら注意!}$$



～遺留分を侵害する相続となることが予想される場合～

- 生前より家族と相続のことについて話し合いをし、分割方法について了解を得ておく
- 遺言書の付言事項で、そのような遺産分割とした理由を記載し、相続人が納得できるようにする
- 遺留分放棄をしてもらう（家庭裁判所に申し立てする必要あり）

会社概要

会社名	 マネーコンシェルジュ 税理士法人	 会社売るなら、ビジサク! ビジネスサクセッション株式会社
代表	今村 仁	
所在地	〒530-0054 大阪府大阪市北区南森町 2-1-29 三井住友銀行南森町ビル 3F	〒107-0052 東京都港区赤坂 8-13-19 インペリアル赤坂 1 番館 512 号
電話番号	06-6450-6990	03-6455-4275
FAX番号	06-6450-6991	03-6455-4276
メールアドレス	info@money-c.com	info@business-s.jp
ホームページ	https://www.money-c.com https://sogyo5.money-c.com https://chosa.money-c.com https://kessan.money-c.com https://tsubo.money-c.com	https://www.business-s.jp
営業日	月～金 9:00～17:30	
休業日	土・日・祝日	
人数	9人 (税理士3人、グループ全体)	
資本金	2,000万円 (グループ全体)	
設立	2003年	2007年
業務内容	税務会計業務全般 (電子申告対応) / 記帳代行業務 / 給与計算代行業務 / 経営コンサルティング業務 / 経営分析・事業計画作成支援業務 / 新規開業支援業務 / 節税及び金融機関対策業務 / 経理の合理化支援業務 / 自計化支援業務 / 会計ソフト導入・運用支援業務 / 相続贈与申告・対策業務 / 事業承継支援業務 / 相続名義変更支援業務 / 税務調査対応業務 / IPO 支援業務 / M&A 支援業務 / セミナー講師業務 / 執筆業務 ◎『認定経営革新等支援機関』に認定	M&Aに関する仲介、斡旋、アドバイザー業務 企業及び事業の再生、再構築に関するアドバイザー業務 MBO 支援業務 企業、事業のデューデリジェンス業務 事業承継全般のコンサルティング業務 セミナー業務・執筆業務など
決算期	12月	
取引銀行	三井住友銀行 南森町支店	三井住友銀行 赤坂支店
ネットワーク	株式会社オールアウト「節税対策」公式ガイド / 株式会社日本 M&A センター「ビジネスサクセッション」 / NPO法人相続アドバイザー協議会 上級アドバイザー / ビジネス会計クラブ (BAC) 会員 / 日本ファイナンシャルプランナーズ協会 / 株式会社ミロク情報サービス / 積水ハウス株式会社 / 大阪商工会議所北支部 / 積和不動産関西株式会社 / 相続名義変更アドバイザー事務所 / 宝印刷株式会社 / フジ住宅株式会社 / 株式会社オンデック / 大和ハウス工業株式会社 その他、司法書士・社会保険労務士・弁護士・行政書士など	
アクセス	 <p>地下鉄：大阪メトロ谷町線・堺筋線「南森町駅」①出口を出てすぐ JR：東西線「大阪天満宮駅」①出口を出てすぐ 車：阪神高速「南森町」下車すぐ</p>	 <p>地下鉄：東京メトロ千代田線「乃木坂駅」①出口徒歩5分「赤坂駅」②出口徒歩8分 東京メトロ銀座線・半蔵門線・都営大江戸線「青山一丁目駅」④北出口徒歩10分 東京メトロ日比谷線・都営大江戸線「六本木駅」⑦出口徒歩10分</p>